

# 「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進について」

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課

課長補佐 西村 紘明

## 1. はじめに

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)において、新設等を行う一定の施設等について、移動等円滑化基準への適合義務が課せられ、車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下、「車椅子使用者用駐車施設」)を設置することが求められている。以下の表1のとおり、車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられており、設置に関する基準はバリアフリー法に基づく政省令に定められているほか、車椅子使用者用駐車施設等の整備に関する指針が各施設毎のガイドライン等において示されており、具体的には表2の様な設置基準等となっている。

表1 車椅子使用者用駐車施設等の整備に関する法令及びガイドライン

	バリアフリー法	関連ガイドライン等
建築物	建築物移動等円滑化基準 [平成 30 年 10 月改正] (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令) 建築物移動等円滑化誘導基準 [令和元年 6 月改正] (高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令)	高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準 [令和 3 年 3 月改正]
路外駐車場	路外駐車場移動等円滑化基準 [平成 24 年 4 月改正] (移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令)	まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン [令和 5 年 4 月] ※
都市公園	都市公園移動等円滑化基準 [平成 24 年 4 月改正] (移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令)	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン [令和 4 年 3 月改訂]
道路	道路移動等円滑化基準 [平成 24 年 4 月改正] (移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)	道路の移動等円滑化に関するガイドライン [令和 4 年 3 月改正]

※バリアフリー法にかかる指針も含むガイドライン

表2 車椅子使用者用駐車施設等の設置基準等

対象施設	建築物に附属する駐車場	路外駐車場	都市公園	道路に付随する駐車場
設置義務要件	特別特定建築物	特定路外駐車場	特定公園施設	特定道路
設置数	1以上 誘導基準 全駐車台数 200 以下： 当該駐車台数の 2%以上 全駐車台数 200 超え： 当該駐車台数の 1%+2 以上	1 以上	全駐車台数 200 以下： 当該駐車台数の 2%以上 全駐車台数 200 超え： 当該駐車台数の 1%+2 以上	全駐車台数 200 以下： 当該駐車台数の 2%以上 全駐車台数 200 超え： 当該駐車台数の 1%+2 以上
設置基準	幅	幅は、350 センチメートル以上とすること	幅は、350 センチメートル以上とすること	有効幅を 3.5m 以上とすること
	位置	当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	(ガイドラインには記載あり) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入り口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること
	表示	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること	障害者用である旨を見やすい方法により表示をすること
根拠条文	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 17 条、第 19 条、誘導基準省令第 12 条	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造に関する基準を定める省令第 2 条	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令第 7 条	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令第 22 条

また、図1の通り、令和2年のバリアフリー法改正により、車椅子使用者用駐車施設を含む高齢者障害者等用施設等について、国民に対しては適正利用の努力義務が、公共交通事業者等の施設設置管理者に対しては適正利用等に必要な広報・啓発活動等の努力義務が、それぞれ課せられている。加えて、バリアフリー法に基づく基本方針においても、施設設置管理者等の役割として、高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する基本的な考え方を職員等に対し周知・教育訓練を行うとともに、一般の利用者への「心のバリアフリー」を推進するための広報・普及啓発活動等により、車椅子使用者用駐車施設の利用について配慮を促すことが求められている。また、国民の役割として、車椅子使用者その他障害者等を除き、当該施設の利用を控え、適正な配慮をすることが求められている。このような背景を踏まえ、国としてはこれまで、車椅子使用者用駐車施設を含む高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する普及啓発に取り組んできたところ。

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車面の優先席、車椅子用駐車施設、バリアフリートイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車面の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

#### 対象施設（バリアフリー法施行規則において規定）



#### 施設設置管理者が講ずべき具体的措置（努力義務の対象となる広報啓発活動）

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

図1 高齢者障害者等用施設等の適正利用に係る普及啓発

しかし、こうした共生社会における移動環境を確保するための基本的インフラの一つとなっている車椅子使用者用駐車施設に、本来であれば必要がない人が駐車すること等により、真に必要な人が利用できない状況も見られ、その適正利用のあり方等について課題が指摘されている。例えば、図2のとおり、国土交通行政インターネットモニターのアンケートによれば、車椅子使用者用駐車施設に駐車したことのある者のうち一定割合の者が、「急いでいたから」、「一般利用者用が空いていなかったから」及び「出入口に近くて便利だから」という理由から、本来であれば必要がない者であるにも関わらず、車椅子使用者用駐車施設を使用している可能性が示されている。

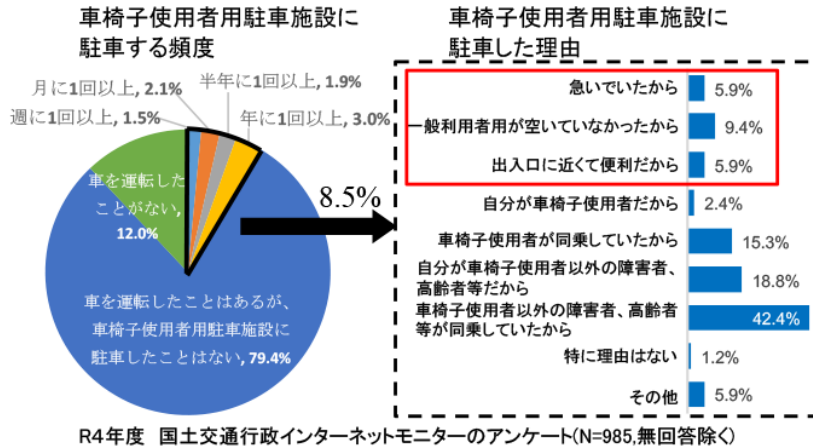



図2 車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関する調査結果

そこで、共生社会における移動環境を確保するための基本的なインフラの一つとなっている車椅子使用者用駐車施設等の適正利用について、ハード・ソフトの両面から今後の施策のあり方について検討するため、令和3年度に、「車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会」を開催し、中間整理をとりまとめたところ。当該中間整理を踏まえ、令和4年度において、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関しソフト面での対応を検討すべく、車椅子使用者以外の者も含めた様々な障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等との意見交換を経て、「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会」を開催し、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における理解の増進と協力の確保等を図るために望ましい考え方を、令和5年3月にガイドラインとしてとりまとめた。本稿では、ガイドラインにおける考え方を示す。

## 2. 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化

バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等において、車椅子使用者用駐車施設を示す表示として用いられる国際シンボルマーク(車椅子マーク)については、図3のとおり、車椅子使用者だけを意味するものではなく、全ての障害者を意味することとされており、諸外国においては、国際シンボルマークが表示されている駐車区画の利用対象者について、一定の要件を満たす障害者等が広く利用対象とされている。



・「障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク」で、障害をもつ人々にも住みやすいまちづくりを推進するため、国際リハビリテーション協会(RI)が1969年に採択  
・我が国では日本障害者リハビリテーション協会に管理責任<商標登録(第1562455)>

・「国際シンボルマーク使用指針」(1993年10月、(財)日本障害者リハビリテーション協会)  
<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001402.html>

<国際シンボルマークQ & A>  
Q3.国際シンボルマークの使用対象は車いす使用者だけに限られているのでしょうか。  
答えは、「すべての障害者を対象にしている」です。「車いす使用者だけ、あるいは肢体不自由者だけを対象としている」という誤解が多いことは確かです。(以下、略)

**米国における利用対象者の例  
<カリフォルニア州の場合>**

以下の要件の一つ以上該当する者

- ・片足もしくは両足の機能を喪失した者
- ・両手の機能を喪失した者
- ・運動機能障害があると診断された者
- ・移動補助具なしで移動するのが困難な者

等

・恒久的な移動制約者用(青)  
恒久的な移動制約者に対して発行されるもの

・一時的な移動制約者用(赤)  
一時的な移動制約者に対して発行されるもの

(出典)パーキング・バースト制度事例集(国土交通省)

図3 国際シンボルマークと米国の事例

バリアフリー法に規定する高齢者障害者等用施設等として、国民に対し適正利用の努力義務が課せられている車椅子使用者用駐車施設について、同法に基づく基本方針では、「車椅子使用者その他障害者等」を除き、当該施設の利用を控える等の適正な配慮を行うことが、国民の役割として定められている。

一方、バリアフリー法令では「車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設」として「車椅子使用者用駐車施設」と規定し、車椅子使用者の「円滑な利用」環境が前提とされていること、また、3.5m以上の幅員が確保できていなければ車椅子使用者は乗降ができないこと等から、広い幅がないと乗降が不可能な車椅子使用者と広い幅があればより容易に乗降できる利用対象者とは、その必要性に大きな差があること等に留意することが重要である。このため、車椅子使用者用駐車施設の不適正利用が依然として一定程度指摘される場合もあり、また、車椅子使用者以外の多様な高齢者、障害者等が車椅子使用者用駐車施設を利用することで車椅子使用者用駐車施設への利用集中も指摘される場合もあること等から、そのように車椅子使用者の円滑な利用環境が阻害されている場合には、地域の実情や施設の利用状況等も踏まえつつ、施設設置管理者等において、図4の通り、「車椅子使用者用駐車施設」の利用対象者を「車椅子使用者」と明確化することが望ましいことを、ガイドラインにおいて示している。



図4 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者を明確化している事例

### 3. 「車椅子使用者用駐車施設」とは別に設ける「優先駐車区画」

上記2の考え方を踏まえつつ、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、「車椅子使用者用駐車施設」の利用対象者を「車椅子使用者」と明確化した上で、必ずしも広い幅員は必要ないものの、駐車区画の位置等に関し移動に配慮が必要な者もいることから、そのような者への駐車区画を設ける場合には、図5の通り、「車椅子使用者用駐車施設」とは別に「優先駐車区画」として位置づけ、ダブルスペース方式による運用が望ましいことを、ガイドラインで示している。

一方、各地方公共団体において、公共施設や商業施設等の様々な施設に設置されている駐車施設の利用対象者に利用証を交付し、適正利用を促す制度(現時点で42府県において導入)が導入されている。地方公共団体の当該制度運用においても、施設設置管理者等の協力を得て、車椅子使用者以外に移動に配慮が必要な者を対象として運用する場合には、ダブルスペース方式を導入することも望まれることについて、ガイドラインで示している。

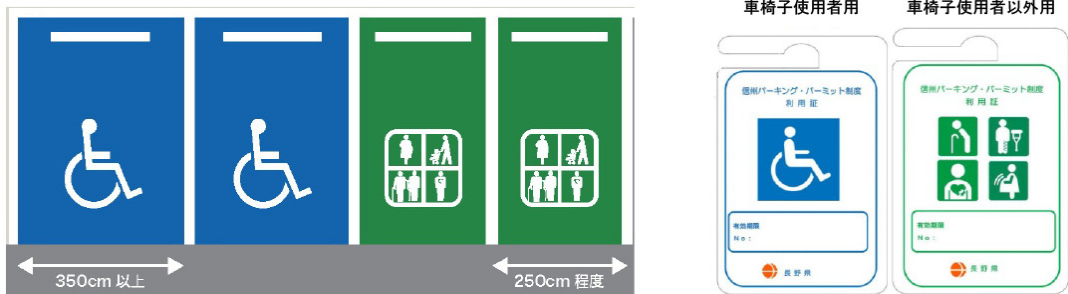


図5 複数種類の駐車区画を運用する場合のイメージと地方公共団体の利用証の例

#### 4. おわりに

「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」には、誌面の制約上本稿で紹介できなかった様々な駐車区画確保の取組や不適正利用対策の取組等が示してあるため、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民においては、当該ガイドラインを参考としつつ、また、バリアフリー法令等の関係法令等に則り、引き続き、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用が推進されることが期待される。

【参考】車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001598228.pdf>